平成２６年（フ）第７３６号
愛知県小牧市大字三ツ渕字南播州1243番地の１
破産者　株式会社ハーツファクトリー
１　決定年月日　平成28年３月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１５３２号
名古屋市中区栄２丁目15番14号
破産者　エリットサービス株式会社
１　決定年月日　平成28年３月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第４４４号
鹿児島県鹿児島市西田１丁目11番10号
破産者　株式会社コムシステム
１　決定年月日　平成28年３月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２７年（フ）第４１５号
鹿児島県鹿児島市下荒田１丁目38―３―1005号
破産者　合名会社文尚堂印刷所
１　決定年月日　平成28年３月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２７年（フ）第２３号
鹿児島県大島郡喜界町瀧川555番地３
破産者　有限会社嶺岡建設
１　決定年月日　平成28年３月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２７年（フ）第３１３号
北海道函館市本町32番５号
破産者　株式会社ライブロック
１　決定年月日　平成28年３月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
函館地方裁判所

平成２７年（フ）第２８４号
千葉県富里市七栄651番地538
破産者　有限会社二タ見工務店
１　決定年月日　平成28年３月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２７年（フ）第２８５号
千葉県八街市八街ろ145番地249
破産者　二タ見正義
１　決定年月日　平成28年３月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２７年（フ）第２８８号
千葉県成田市中野378番地１
破産者　増田美奈子
１　決定年月日　平成28年３月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２７年（フ）第２９２号
千葉県八街市八街は16番地165
破産者　井上　幹雄
１　決定年月日　平成28年３月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２７年（フ）第３２１号
静岡県三島市徳倉２丁目26番13号
破産者　有限会社ドリーム
１　決定年月日　平成28年３月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２７年（フ）第３２２号
静岡県三島市4111番地の１　シャルマンコーポグランヒル三島307
破産者　株式会社ササキ
１　決定年月日　平成28年３月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２６年（フ）第５９号
三重県伊勢市円座町1047番地の14
破産者　有限会社上田技建社
１　決定年月日　平成28年３月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２７年（フ）第４１７号
岡山市南区福田704番地１
破産者　植田佐恵子
１　決定年月日　平成28年３月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１３５号
岡山県倉敷市玉島乙島4905番地
破産者　三千鶴酒造株式会社
１　決定年月日　平成28年３月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２７年（フ）第１２６号
愛媛県四国中央市川之江町2220番地
破産者　有限会社タニイ
１　決定年月日　平成28年３月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松山地方裁判所西条支部

平成２７年（フ）第１０８号
千葉県木更津市清見台南１丁目８番22号シャルム101
破産者　Ｓｅａ　Ｐｒｏｇｒｅｓｓこと　星野　芳雄
１　決定年月日　平成28年３月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所木更津支部

平成２７年（フ）第２０５３号
札幌市清田区真栄４条５丁目16番２号
破産者　有限会社成田建設
１　決定年月日　平成28年３月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第５５号
北海道厚岸郡浜中町新川東２丁目82番地
破産者　有限会社西田電気商会
１　決定年月日　平成28年３月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
釧路地方裁判所

平成２７年（フ）第１５０号
東京都練馬区豊玉中４丁目12番１―206号
破産者　株式会社パワーハウス
１　決定年月日　平成28年３月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所

平成２７年（フ）第３３７号
茨城県笠間市湯崎1237番地101
破産者　株式会社オフィス・ムック
１　決定年月日　平成28年３月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所

平成２７年（フ）第１４８号
群馬県伊勢崎市茂呂町２丁目2128番地５
破産者　有限会社堀越食品
１　決定年月日　平成28年３月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係